

泉大津市議会令和3年第2回定例会会議事項

(令和3年6月16日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1 0	専決処分報告の件（令和 3 年度泉大津市一般会計補正予算の件）	3
同	1 1	令和 2 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件	2 1
同	1 2	令和 2 年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件	2 5
同	1 3	令和 2 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る経費の繰越しの件	2 9
同	1 4	令和 3 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件	3 3
議 案	2 8	泉大津市立図書館条例の全部改正の件	3 5
同	2 9	泉大津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件	4 7
同	3 0	動産買入れの件	5 3
同	3 1	動産買入れの件	5 9
同	3 2	本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件	6 3
同	3 3	町区域の一部変更の件	6 7
同	3 4	指定管理者の指定の件	7 1
同	3 5	令和 3 年度泉大津市一般会計補正予算の件	7 5
同	3 6	令和 3 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	1 0 5
同	3 7	令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 2 3

報告第10号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年6月16日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	8
専決年月日	令和3年5月20日
事件名	令和3年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第4号）

令和 3 年 度 泉 大 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(補正第 4 号)

専決第 8 号

令和 3 年度泉大津市一般会計補正予算

令和 3 年度泉大津市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0, 8 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 2 4 1, 4 3 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 2 0 日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		1,456,165	50,891	1,507,056
	2 基金繰入金	1,390,030	50,891	1,440,921
歳 入 合 計		32,190,548	50,891	32,241,439

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		3,784,769	50,891	3,835,660
	1 保健衛生費	894,645	50,891	945,536
歳 出 合 計		32,190,548	50,891	32,241,439

令和3年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第4号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
18 繰入金	1, 4 5 6, 1 6 5
歳 入 合 計	3 2, 1 9 0, 5 4 8

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
5 0 , 8 9 1	1 , 5 0 7 , 0 5 6
5 0 , 8 9 1	3 2 , 2 4 1 , 4 3 9

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 衛生費	3,784,769	50,891
歳 出 合 計	32,190,548	50,891

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3, 835, 660				50, 891
32, 241, 439				50, 891

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 456, 165	千円 50, 891	千円 1, 507, 056

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	822, 604	50, 891	873, 495
計	1, 390, 030	50, 891	1, 440, 921

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	50,891	財政調整基金繰入金

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,784,769	千円 50,891	千円 3,835,660

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 予防費	491,730	50,891	542,621				50,891
計	894,645	50,891	945,536				50,891

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	50,891	4 予防接種事業（健康 づくり課）50,891	12 委託料 50,891 コールセンター業務委託料 2,949 集団接種会場設営業務委託料 16,375 集団接種業務委託料 31,567

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

報告第 1 1 号

令和 2 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る経費の繰越しの件

令和 2 年度泉大津市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 3 年 6 月 1 6 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和2年度泉大津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既定財源	国庫支出金	未収入特定財源			一般財源	
							府支出金	地方債	その他		
2 総務費	5 選挙費	選挙管理委員会運営事業 (当日選挙受付システム整備事業費)	14,519,000	14,519,000	円	14,519,000	円	円	円	円	
3 民生費	2 児童福祉費	新生児特別定額給付金給付事業	8,000,000	8,000,000						8,000,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業（健康づくり課）	156,373,000	156,373,000		156,373,000					
6 商工費	1 商工費	産業振興対策事業	10,000,000	3,000,000						3,000,000	
7 土木費	4 都市計画費	地域計画推進事業	12,873,000	12,810,000		3,200,000				9,610,000	
7 土木費	4 都市計画費	泉大津駅西地区周辺整備事業	41,217,000	36,641,000		20,164,000		14,500,000		1,977,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳						
					既 特 定 財 源 入 源	未収入特定財源				一 般 財 源	
						国庫支出金	府支出金	地 方 債	その他		
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	322,261,000	322,261,000	5,641,000			315,800,000		820,000	
9 教育費	5 社会教育費	新図書館整備事業	545,651,000	545,651,000	44,620,000	190,515,000		240,800,000		69,716,000	

報告第 1 2 号

令和 2 年度泉大津市下水道事業会計予算の繰越しの件

令和 2 年度泉大津市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、市議会に報告する。

令和 3 年 6 月 1 6 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和２年度泉大津市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						国庫支出金	工事負担金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設 改良費	公共下水道事業第1工区管渠布設工事	円 7,500,000	円	円 7,500,000	円	円	円 7,500,000	円	円	円	埋設管の位置のずれに伴う、下水道管布設位置を変更したことによる工期延長
1 資本的 支出	1 建設 改良費	夕風町地内公共下水道管渠布設工事	284,500,000	128,602,400	155,897,000		155,897,000			600		掘削工法の変更により、土留材の調達に時間を要したことによる工期延長
1 資本的 支出	1 建設 改良費	泉大津市公共下水道汐見ポンプ場の建設工事委託	100,000,000	48,000,000	52,000,000	26,000,000		26,000,000				新型コロナウイルスの影響により、機器製作に必要な部材調達に時間を要したことによる工期延長

報告第 13 号

令和 2 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係 る経費の繰越しの件

令和 2 年度泉大津市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和2年度泉大津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出行為額	左の内訳			支出負担行為額	翌年繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額	支出負担行為額			収入	未収入				
										国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	円 51,150,000	円	円 51,150,000	円	円	円 46,040,000	円	円	円	円 46,000,000	円 40,000	新型コロナウイルスの影響による機器調達の遅延に伴う工期延長

報告第 14 号

令和 3 年度泉大津市土地開発公社経営報告の件

令和 3 年度泉大津市土地開発公社の経営状況（別冊）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、市議会に報告する。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

議案第 28 号

泉大津市立図書館条例の全部改正の件

泉大津市立図書館条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津駅前の民間商業施設へ移転を予定している泉大津市立図書館の設置及び管理について定めるとともに、会議室等の使用に関する規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市立図書館条例（案）

泉大津市立図書館条例（昭和 25 年泉大津市条例第 8 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の教育と文化の発展に資するため、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 泉大津市立図書館
- (2) 位置 泉大津市旭町 20 番 1 号

（職員）

第 3 条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

（使用の許可）

第 4 条 図書館の会議室及び多目的ルーム（附属設備を含む。以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、使用の許可について必要な条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しないものとする。

- (1) 会議室等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 使用者が入場料を徴収する場合及び物販行為その他これらに類する目的で使用しようとしていると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者は、会議室等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用者が虚偽の申込みその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者が他の者に危害を加え、又は不快の念を起こさせ、若しくはそのおそれがあるとき。
- (3) 使用者が図書館の施設又は設備を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (5) 使用者が使用の許可を受けた目的以外に会議室等を使用し、又は使用の許可の条件に違反したとき。
- (6) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく泉大津市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）に違反したとき。

(使用料の納付)

第8条 会議室等の使用者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責に帰さない事由により、使用することができなくなったとき、又は市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第11条 図書館を利用する者は、図書館の利用により施設、設備、図書又は資料等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りで

ない。

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、泉大津市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、7人以内とする。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第4条の規定による会議室等の使用の許可に関し必要な手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

社会教育委員	同9,000円
--------	---------

」 を

「

社会教育委員	同9,000円
図書館協議会の委員	同9,000円

」 に改める。

別表（第8条関係）

1 会議室等使用料（基本料金）

施 設	使用時間区分	金 額
会議室 1	1 0 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで	5 0 0 円
	1 3 時から 1 5 時まで	5 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	5 0 0 円
	1 7 時 4 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	5 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 5 時まで	1, 0 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	1, 5 0 0 円
	1 3 時から 1 7 時 2 0 分まで	1, 0 0 0 円
	1 3 時から 1 9 時 4 0 分まで	1, 5 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	1, 0 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	2, 0 0 0 円
会議室 2	1 0 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで	4 0 0 円
	1 3 時から 1 5 時まで	4 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	4 0 0 円
	1 7 時 4 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	4 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 5 時まで	8 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	1, 2 0 0 円
	1 3 時から 1 7 時 2 0 分まで	8 0 0 円
	1 3 時から 1 9 時 4 0 分まで	1, 2 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	8 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	1, 6 0 0 円
会議室 3	1 0 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで	4 0 0 円
	1 3 時から 1 5 時まで	4 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	4 0 0 円
	1 7 時 4 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	4 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 5 時まで	8 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	1, 2 0 0 円
	1 3 時から 1 7 時 2 0 分まで	8 0 0 円
	1 3 時から 1 9 時 4 0 分まで	1, 2 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	8 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	1, 6 0 0 円

多目的ルーム	10時30分から12時30分まで	1,800円
	13時から15時まで	1,800円
	15時20分から17時20分まで	1,800円
	17時40分から19時40分まで	1,800円
	10時30分から15時まで	3,600円
	10時30分から17時20分まで	5,400円
	13時から17時20分まで	3,600円
	13時から19時40分まで	5,400円
	15時20分から19時40分まで	3,600円
	10時30分から19時40分まで	7,200円

備考

- 1 使用者が市外居住者（法人にあつては、その事務所の所在地）である場合は、基本料金の5割を加算する。
- 2 使用料の算定の対象となる使用時間には、使用のための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 附属設備使用料

附属設備	使用区分	金 額
プロジェクター（多目的ルーム）	1式1回	500円
音響設備（多目的ルーム）	1式1回	200円
置き型プロジェクター	1台1回	300円

(参 考)

泉大津市立図書館条例（案）要綱

本条例（案）は、泉大津駅前の民間商業施設へ移転を予定している泉大津市立図書館の設置及び管理について定めるとともに、会議室等の使用に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うものであること。

1 設置

市民の教育と文化の発展に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置するものであること。（第1条）

2 名称及び位置

図書館の名称及び位置は、次のとおりとするものであること。（第2条）

- (1) 名称 泉大津市立図書館
- (2) 位置 泉大津市旭町20番1号

3 職員

図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものであること。（第3条）

4 使用の許可

- (1) 図書館の会議室及び多目的ルーム（附属設備を含む。以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ泉大津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならないものであること。許可された事項を変更しようとするときも同様とするものであること。（第4条第1項）
- (2) 教育委員会は、使用の許可について必要な条件を付することができるものであること。（第4条第2項）

5 使用許可の制限

教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しないものとするものであること。（第5条）

- (1) 会議室等の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあるとき。

(2) 使用者が入場料を徴収する場合及び物販行為その他これらに類する目的で利用しようとしていると認められるとき。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、図書館の管理上支障があると認められるとき。

6 権利譲渡等の禁止

4の(1)の規定により使用の許可を受けた者は、会議室等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならないものであること。（第6条）

7 使用許可の取消し等

教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止させることができるものであること。（第7条）

(1) 使用者が虚偽の申込みその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用者が他の者に危害を加え、又は不快の念を起こさせ、若しくはそのおそれがあるとき。

(3) 使用者が図書館の施設又は設備を損傷し、汚損し、又はそのおそれがあるとき。

(4) 5の(1)から(3)までのいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。

(5) 使用者が使用の許可を受けた目的以外に会議室等を使用し、又は使用の許可の条件に違反したとき。

(6) 使用者がこの条例（案）又はこの条例（案）に基づく泉大津市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）に違反したとき。

8 使用料の納付

会議室等の使用者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないものであること。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納することができるものであること。（第8条）

9 使用料の減免

市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるものであること。（第9条）

10 使用料の還付

既納の使用料は、還付しないものであること。ただし、使用者の責に帰さない事由により、使用することができなくなったとき、又は市長が特別の事由がある

と認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものであること。

(第10条)

1 1 損害の賠償

図書館を利用する者は、図書館の利用により施設、設備、図書又は資料等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないものであること。ただし、教育委員会が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでないものであること。(第11条)

1 2 図書館協議会

- (1) 法第14条第1項の規定に基づき、泉大津市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置くものであること。(第12条第1項)
- (2) 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命するものであること。(第12条第2項)
- (3) 委員の定数は、7人以内とするものであること。(第12条第3項)
- (4) 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものであること。ただし再任を妨げないものであること。(第12条第4項)

1 3 委任

この条例（案）に定めるもののほか、この条例（案）の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものであること。(第13条)

1 4 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、規則で定める日から施行するものであること。

(2) 準備行為

4の規定による会議室等の使用の許可に関し必要な手続その他この条例（案）の施行に必要な準備行為は、この条例（案）の施行の日前においても行うことができるものであること。

(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年泉大津市条例第15号）の一部を次のように改正するものであること。

別表中「

社会教育委員	同 9, 0 0 0 円
--------	--------------

」を

「

社会教育委員	同 9, 0 0 0 円
図書館協議会の委員	同 9, 0 0 0 円

」に改める。

別表

1 会議室等使用料（基本料金）

施 設	使用時間区分	金 額
会議室 1	1 0 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで	5 0 0 円
	1 3 時から 1 5 時まで	5 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	5 0 0 円
	1 7 時 4 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	5 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 5 時まで	1, 0 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	1, 5 0 0 円
	1 3 時から 1 7 時 2 0 分まで	1, 0 0 0 円
	1 3 時から 1 9 時 4 0 分まで	1, 5 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	1, 0 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	2, 0 0 0 円
会議室 2	1 0 時 3 0 分から 1 2 時 3 0 分まで	4 0 0 円
	1 3 時から 1 5 時まで	4 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	4 0 0 円
	1 7 時 4 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	4 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 5 時まで	8 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 7 時 2 0 分まで	1, 2 0 0 円
	1 3 時から 1 7 時 2 0 分まで	8 0 0 円
	1 3 時から 1 9 時 4 0 分まで	1, 2 0 0 円
	1 5 時 2 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	8 0 0 円
	1 0 時 3 0 分から 1 9 時 4 0 分まで	1, 6 0 0 円

会議室 3	10時30分から12時30分まで	400円
	13時から15時まで	400円
	15時20分から17時20分まで	400円
	17時40分から19時40分まで	400円
	10時30分から15時まで	800円
	10時30分から17時20分まで	1,200円
	13時から17時20分まで	800円
	13時から19時40分まで	1,200円
	15時20分から19時40分まで	800円
	10時30分から19時40分まで	1,600円
多目的ルーム	10時30分から12時30分まで	1,800円
	13時から15時まで	1,800円
	15時20分から17時20分まで	1,800円
	17時40分から19時40分まで	1,800円
	10時30分から15時まで	3,600円
	10時30分から17時20分まで	5,400円
	13時から17時20分まで	3,600円
	13時から19時40分まで	5,400円
	15時20分から19時40分まで	3,600円
	10時30分から19時40分まで	7,200円

備考

- 1 使用者が市外居住者（法人にあっては、その事務所の所在地）である場合は、基本料金の5割を加算する。
- 2 使用料の算定の対象となる使用時間には、使用のための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 附属設備使用料

附属設備	使用区分	金 額
プロジェクター（多目的ルーム）	1式1回	500円
音響設備（多目的ルーム）	1式1回	200円
置き型プロジェクター	1台1回	300円

議案第 29 号

泉大津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件

泉大津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出の手續等における書面への押印及び署名を不要とするため、所要の規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正 する条例（案）

泉大津市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年泉大津市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 6 第 3 項を削り、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第 10 条の 2 第 3 項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

第 11 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改め、同条第 8 項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

第 13 条第 3 項中「記載し、調査を行った委員と共にこれに署名捺印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

第 14 条第 2 項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名捺印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(審査申出書の記載事項) 第4条の6 (略) 2 (略) <u>3 (略)</u> <u>4 (略)</u> (審査申出人の口頭による意見陳述) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理) 第11条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事	(審査申出書の記載事項) 第4条の6 (略) 2 (略) <u>3 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人であるときは代表者、総代を互選したときは総代、代理人によって審査申出するときは代理人)が押印しなければならない。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 (略)</u> (審査申出人の口頭による意見陳述) 第10条の2 (略) 2 (略) 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 意見の内容 (3) その他必要な事項 (口頭審理) 第11条 (略) 2～4 (略) 5 前項の口述書には、次に掲げる事

改 正 案	現 行
項を記載しなければならない。 (1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項 6 及び 7 (略) 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 審理場所及び年月日 (3) 出席した関係者の住所及び氏名 (4) 審理の要領 (5) その他必要な事項 (実地調査) 第 13 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の実地調査を行ったときは、書記は調書を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 調査の場所及び年月日 (3) 調査の結果 (4) その他必要な事項 (議事についての調書)	項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1) 提出者の住所及び氏名 (2) 提出の年月日 (3) 証言すべき事項 6 及び 7 (略) 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記が、これに署名押印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 審理場所及び年月日 (3) 出席した関係者の住所及び氏名 (4) 審理の要領 (5) その他必要な事項 (実地調査) 第 13 条 (略) 2 (略) 3 第 1 項の実地調査を行ったときは、書記は調書を作成し、次の各号に掲げる事項を記載し、調査を行った委員と共にこれに署名捺印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 調査の場所及び年月日 (3) 調査の結果 (4) その他必要な事項 (議事についての調書)

改 正 案	現 行
第 1 4 条 （略） 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) その他必要な事項	第 1 4 条 （略） 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記が、これに署名捺印しなければならない。 (1) 事案の表示 (2) 会議の場所及び年月日 (3) 会議の要領 (4) その他必要な事項

議案第 30 号

動 産 買 入 れ の 件

一般家庭ごみ収集等に係る指定ごみ袋を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 買入れ額 | 27,493,510 円 |
| 2 | 買入れ先 | 所 在 東大阪市新池島町二丁目 19 番 16 号
名 称 三栄商事株式会社
代表取締役 江 藤 義 幸 |

(参 考)

物品売買単価仮契約書（概要）

- 1 件名（品名） 泉大津市一般家庭ごみ指定袋購入
- 2 納入期限 令和4年3月31日
- 3 単価契約金額
一般家庭ごみ指定袋（450） 8.1円
（予定数量1,256,500枚）
一般家庭ごみ指定袋（300） 6.1円
（予定数量1,389,500枚）
一般家庭ごみ指定袋（150） 4.0円
（予定数量1,185,000枚）
一般家庭ごみ指定袋（7.50） 3.0円
（予定数量 533,500枚）
（消費税及び地方消費税を含まない金額）
- 4 契約保証金 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。

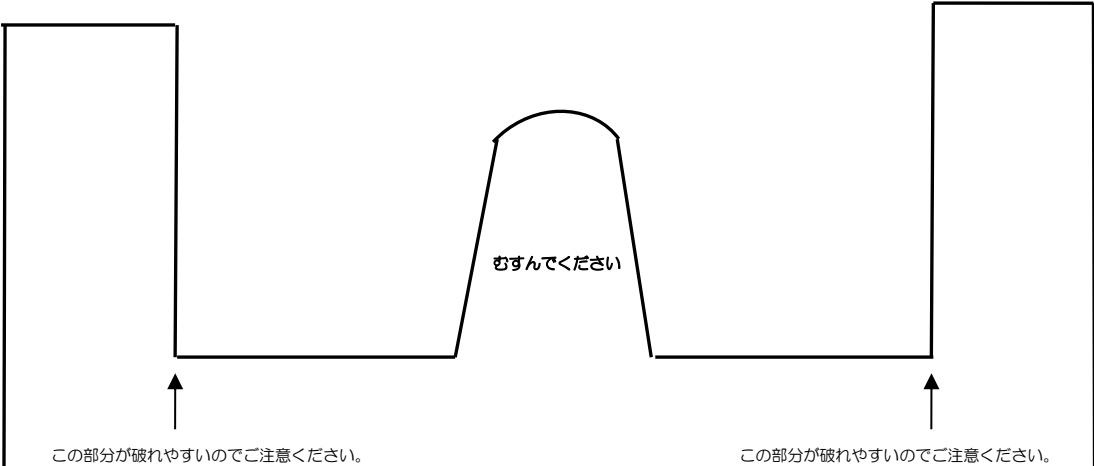
上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者三栄商事株式会社は、物品売買単価仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和3年4月22日

発注者 泉大津市
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 東大阪市新池島町二丁目19番16号
三栄商事株式会社
代表取締役 江 藤 義 幸 印



泉大津市指定袋

【家庭用●袋●●♂】

可燃ごみ専用袋

Burnable garbage
 可燃垃圾 가연성 쓰레기

◎燃えるごみ以外は入れないでください。

◎ごみは正しく分別し、決められた日に出してください。

◎生ごみは、よく水分を切って出してください。

◎とがった物などを入れると袋が破れる場合がありますので
ご注意ください。

◎袋の口は、しっかり結んでください。

◎この袋は、商店や事業所から出るごみには使用できません。

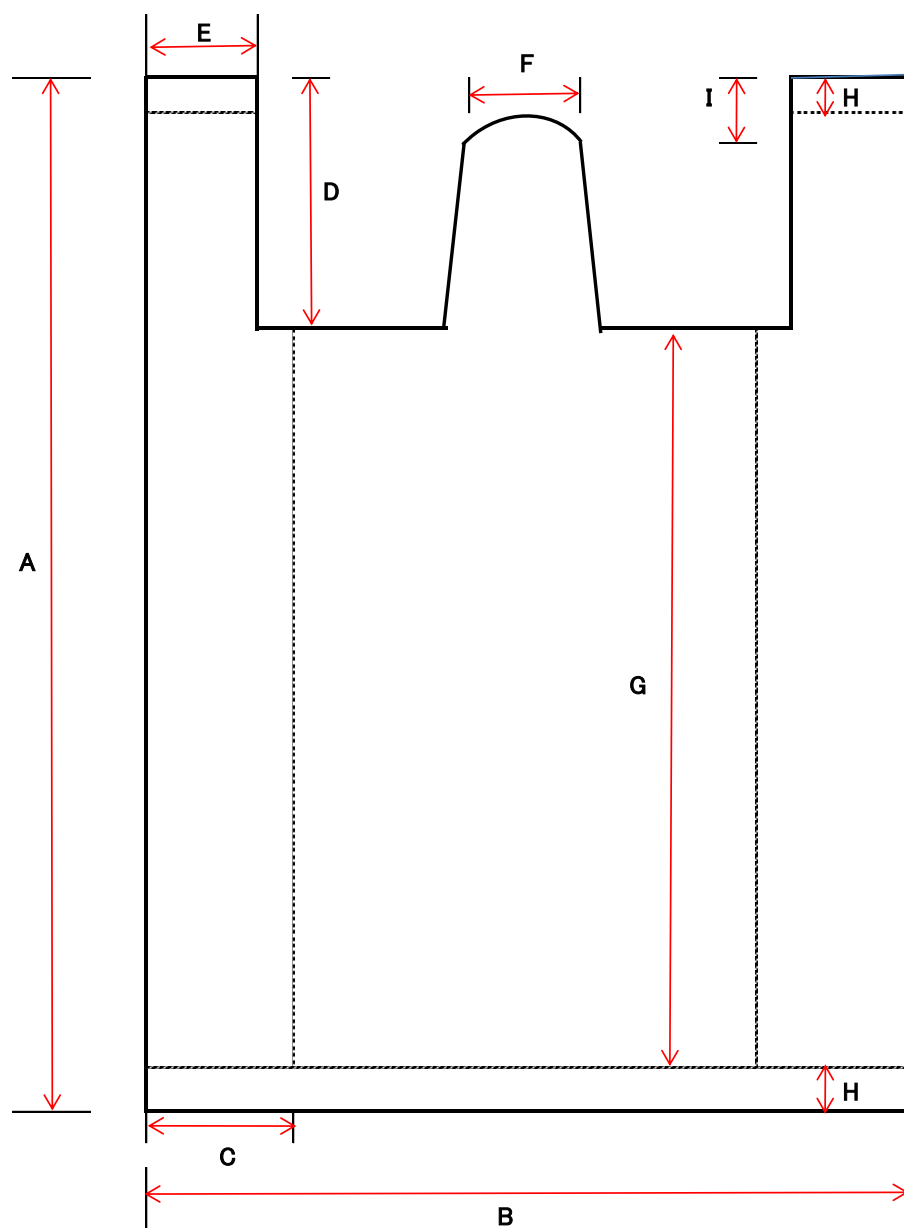


広告欄	広告欄
広告欄	広告欄
広告欄	広告欄
広告欄	広告欄

泉大津市では、市の自主財源の確保を目的に、指定ごみ袋に有料で広告を掲載しています。

「混ぜればごみ 分ければ資源」 MADE IN JAPAN

- ※ デザインは、各大きさとも同様（広告欄を除く。）とする。
- ※ ●●♂表示は、それぞれの大きさによる表示とする。
- ※ ベロ部分（むすんでください）は縦書きでも可能とする。



(単位: mm)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
45リットル	800	450	100	180	70	50	605	ヒートシール幅は10～15mmを目安とする。	30～35mm程度を目安とし、袋のペロの部分も一緒に圧着しないよう注意すること。
30リットル	700	400	85	150	60	50	535		
15リットル	550	320	75	135	50	50	400		
7.5リットル	440	255	65	125	40	40	300		

外 袋



ごみ分別アプリ配信中

取出口



ここから1枚ずつ取り出せます。

泉大津市

家庭用可燃ごみ指定袋



● リットル (●)

Burnable garbage

可燃垃圾 가연성 쓰레기

※この袋は、商店や事業所から出るごみには使用できません。

●●●円 (10枚入)

【取扱上の注意】

警 告 ●この袋は、乳幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。

危険
マーク

乳幼児や子供の手の届くところに置かないでください。

注 意 ●可燃物ですので、火のそばに置かないでください。

●突起物のあるものを入れると材質上やぶれることがありますのでご注意ください。

●無害ですが食品包装には使用しないでください。

●摩擦により衣服に色がつく場合がありますのでこすらないようにしてください。

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂 ポリエチレン

耐冷温度 -30 度

寸法外形 ●●●×●●●ミリメートル

厚 さ 0.03 ミリメートル

表示者 泉大津市

泉大津市東雲町9番 12 号

TEL 0725 (33) 1131

JANコード



PE

MADE IN JAPAN

議案第 31 号

動 産 買 入 れ の 件

消防署に配置する消防ポンプ自動車（CD—I 型）を次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | 買入れ額 | 39,600,000 円 |
| 2 | 買入れ先 | 所 在 吹田市豊津町 1 番 31 号 由武ビル 5 階 C 号室 |
| | | 名 称 長野ポンプ株式会社大阪営業所 |
| | | 所 長 東 野 敏 行 |

(参 考)

物品売買仮契約書（概要）

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 件名（品名） | 消防ポンプ自動車（C D—I 型） |
| 2 | 納 入 場 所 | 泉大津市消防本部 |
| 3 | 納 入 期 限 | 令和 3 年 1 2 月 1 5 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | ¥ 3 9, 6 0 0, 0 0 0 –
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ 3, 6 0 0, 0 0 0 – |
| 5 | 契 約 保 証 金 | 泉大津市財務規則（昭和 4 4 年泉大津市規則第 7 号）第
1 1 4 条（契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額以上）
又は第 1 1 6 条の規定による。 |

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者長野ポンプ株式会社大阪営業所は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 3 年 4 月 2 2 日

発注者 泉大津市
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 吹田市豊津町 1 番 3 1 号 由武ビル 5 階 C 号室
長野ポンプ株式会社大阪営業所
所 長 東 野 敏 行 印

車両寸法

全 長 : 6, 0 0 0 mm以下

全 幅 : 1, 9 5 0 mm以下

全 高 : 3, 0 0 0 mm以下

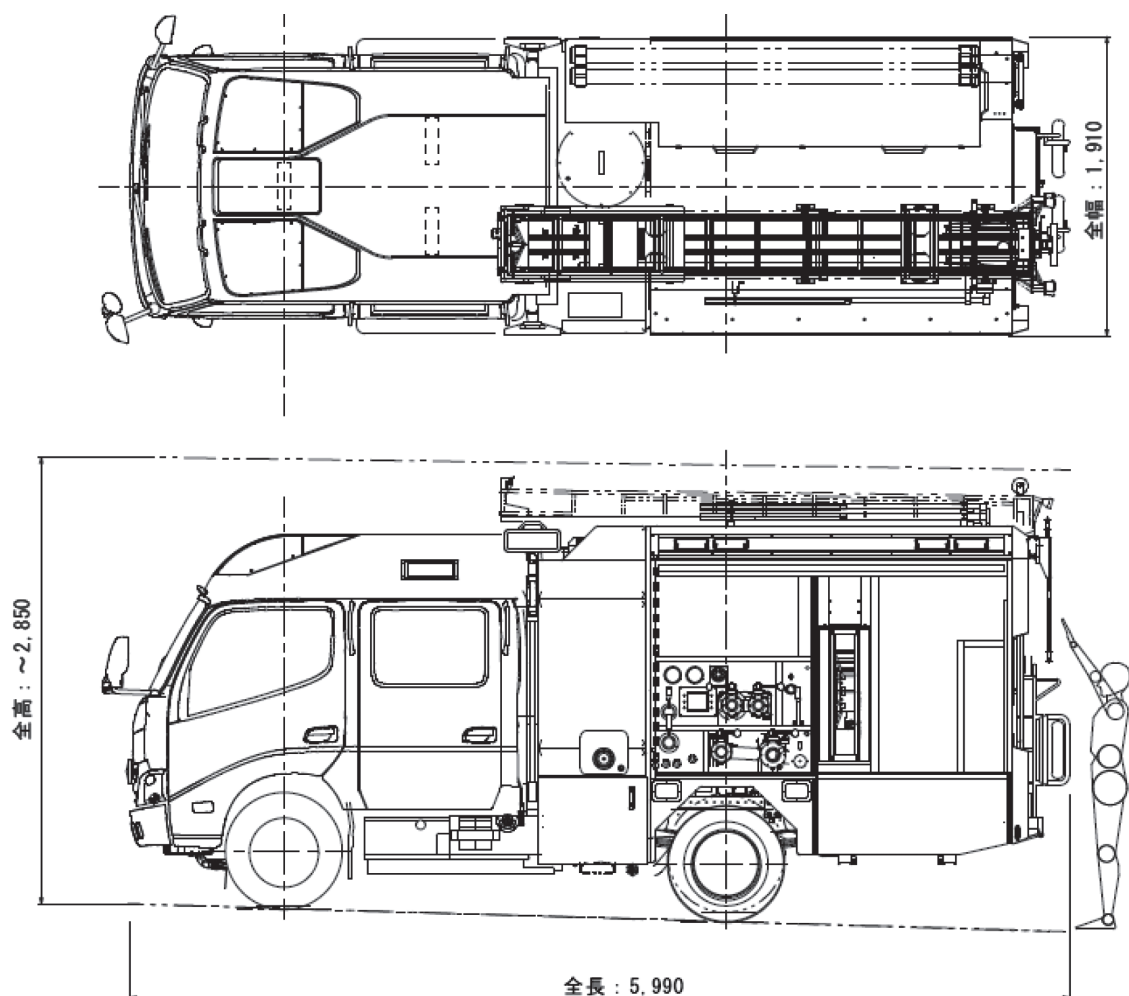
車 両 総 重 量 : 7, 3 0 0 k g 未 満

ホイールベース : 2, 7 5 0 mm～2, 8 5 0 mm

車両装備

水槽 1, 3 0 0 L 以上、三連梯子

自立式 LED 投光器、エンジンカッター



議案第 32 号

本市の区域内にあらたに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、本市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

場 所	泉大津市夕風町 18 番地先
面 積	60,001.30 平方メートル
備 考	別図の斜線で示す区域

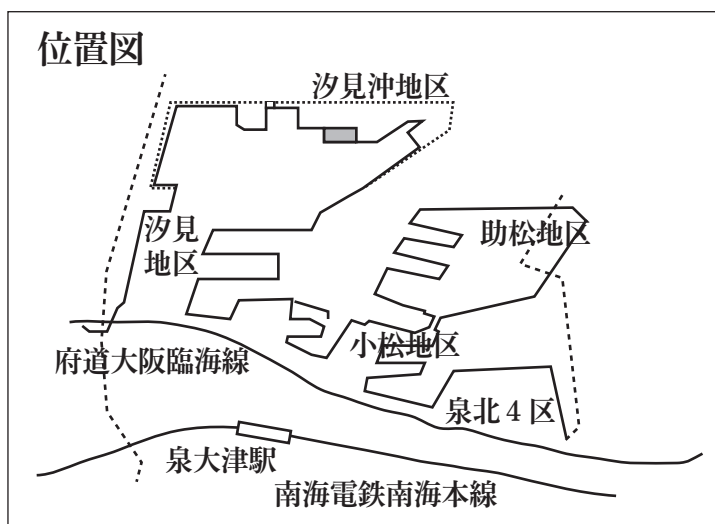
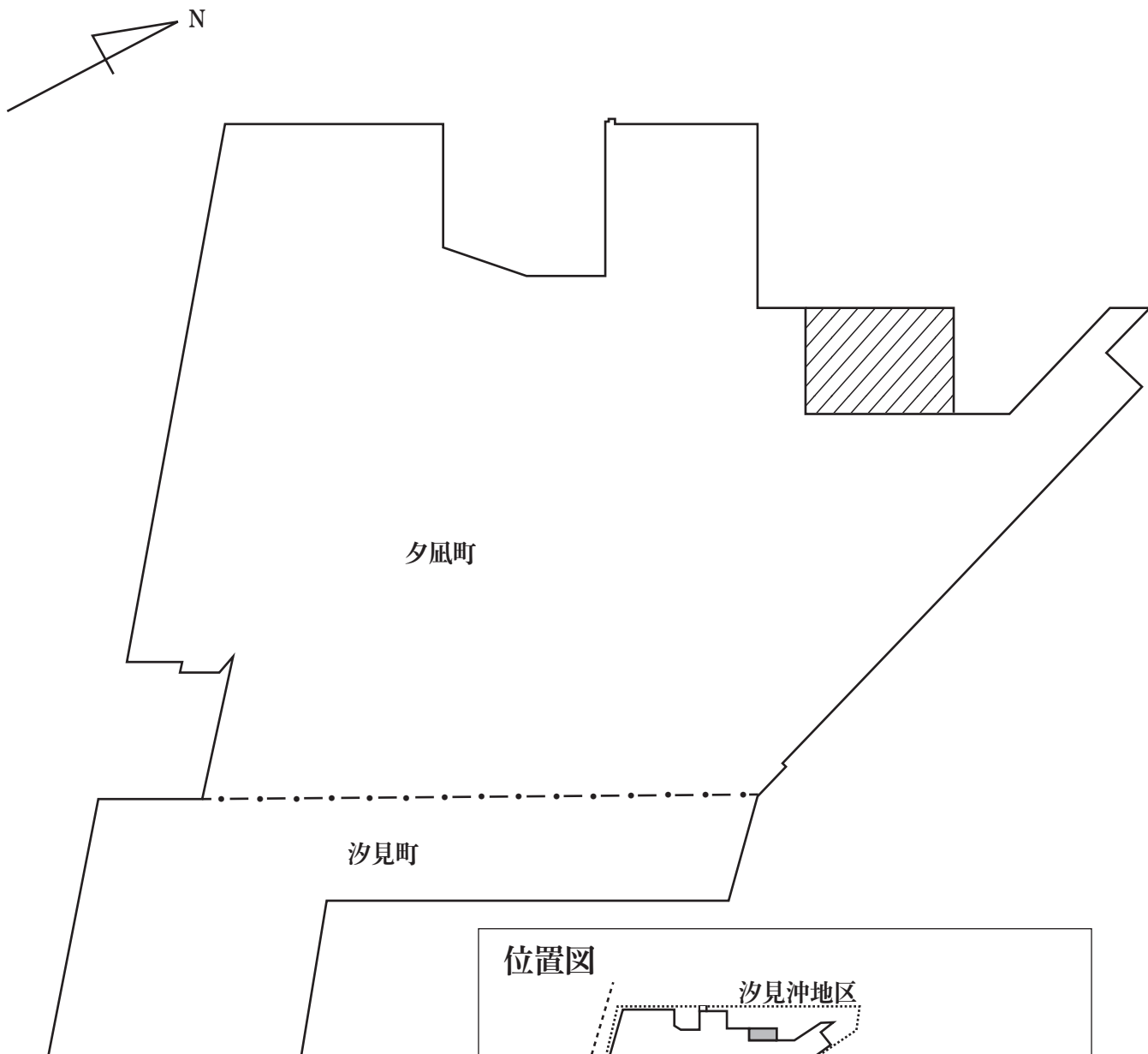
理 由

公有水面の埋立てにより、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認する必要がある。

これが、この案を提出する理由である。

別図

凡 例		新たに生じた土地
		町界



議案第 33 号

町区域の一部変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、町区域の一部を変更する。

令和 3 年 6 月 16 日提出

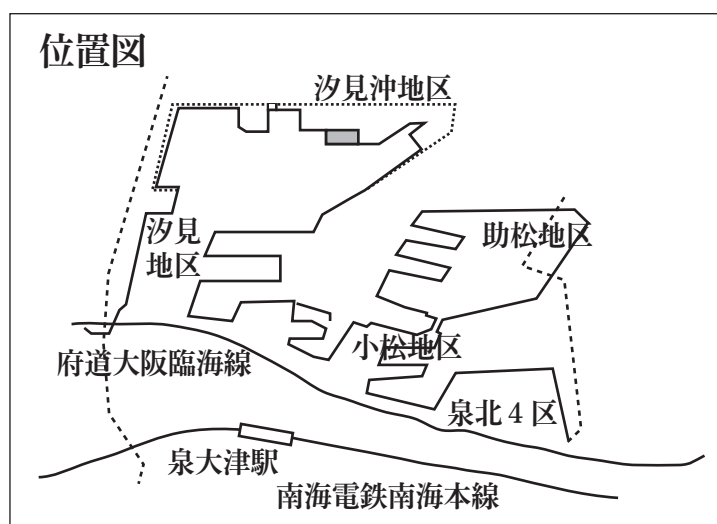
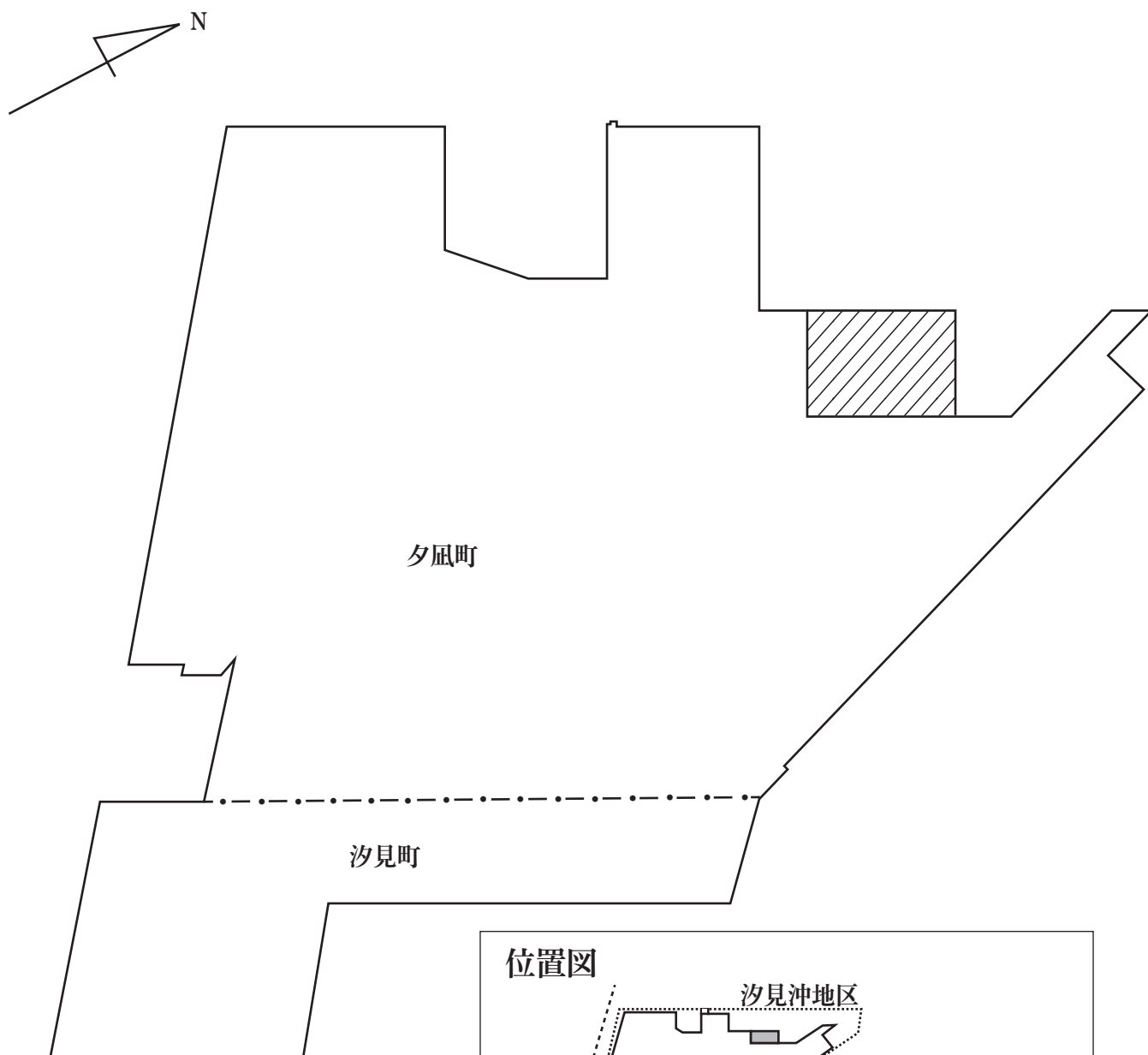
泉大津市長 南 出 賢 一

記

公有水面の埋立てによってあらたに生じた別図の斜線で示す区域を、夕風町の区域に編入する。

別図

凡 例		編入する区域
		町界



議案第 34 号

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
泉大津駅第一自転車等 駐車場	神奈川県綾瀬市本蓼川 271 番地	令和 3 年 10 月 1 日から 令和 8 年 9 月 30 日まで
泉大津駅第二自転車等 駐車場	株式会社イワセ	
松ノ浜駅自転車等駐車 場		
松ノ浜駅前第一自転車 等駐車場		
松ノ浜駅前第二自転車 等駐車場		

令和 3 年度 泉 大 津 市 一 般 会 計 補 正 予 算

(補正第 5 号)

令和 3 年度 泉大津市一般会計補正予算

令和 3 年度 泉大津市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 305,513 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,546,952 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		6,199,901	241,335	6,441,236
	2 国庫補助金	745,747	239,738	985,485
	3 委託金	51,004	1,597	52,601
18 繰入金		1,507,056	63,178	1,570,234
	2 基金繰入金	1,440,921	63,178	1,504,099
20 諸収入		564,601	1,000	565,601
	5 雑入	458,279	1,000	459,279
歳 入 合 計		32,241,439	305,513	32,546,952

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3, 203, 117	31, 480	3, 234, 597
	1 総務管理費	2, 592, 374	31, 116	2, 623, 490
	4 戸籍住民登録費	195, 932	364	196, 296
3 民生費		13, 869, 076	46, 613	13, 915, 689
	1 社会福祉費	5, 232, 528	25, 790	5, 258, 318
	6 国民健康保険事業費	820, 573	20, 823	841, 396
4 衛生費		3, 835, 660	20, 743	3, 856, 403
	1 保健衛生費	945, 536	4, 800	950, 336
	2 清掃費	1, 205, 389	15, 943	1, 221, 332
6 商工費		99, 705	140, 000	239, 705
	1 商工費	99, 705	140, 000	239, 705
7 土木費		3, 696, 378	8, 162	3, 704, 540
	4 都市計画費	1, 719, 366	8, 162	1, 727, 528
8 消防費		714, 341	9, 282	723, 623
	1 消防費	714, 341	9, 282	723, 623
9 教育費		3, 348, 364	49, 233	3, 397, 597

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 教育総務費	719,164	4,492	723,656
	2 小学校費	964,636	3,390	968,026
	3 中学校費	682,822	1,461	684,283
	5 社会教育費	513,439	16,306	529,745
	6 保健体育費	155,553	23,584	179,137
歳 出 合 計		32,241,439	305,513	32,546,952

令和3年度泉大津市一般会計補正予算に関する説明書

(補正第 5 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	6, 1 9 9, 9 0 1
18 繰入金	1, 5 0 7, 0 5 6
20 諸収入	5 6 4, 6 0 1
歳 入 合 計	3 2, 2 4 1, 4 3 9

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
2 4 1, 3 3 5	6, 4 4 1, 2 3 6
6 3, 1 7 8	1, 5 7 0, 2 3 4
1, 0 0 0	5 6 5, 6 0 1
3 0 5, 5 1 3	3 2, 5 4 6, 9 5 2

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
2 総務費	3, 203, 117	31, 480
3 民生費	13, 869, 076	46, 613
4 衛生費	3, 835, 660	20, 743
6 商工費	99, 705	140, 000
7 土木費	3, 696, 378	8, 162
8 消防費	714, 341	9, 282
9 教育費	3, 348, 364	49, 233
歳 出 合 計	32, 241, 439	305, 513

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3, 234, 597				31, 480
13, 915, 689				46, 613
3, 856, 403				20, 743
239, 705				140, 000
3, 704, 540				8, 162
723, 623			1, 000	8, 282
3, 397, 597	1, 597			47, 636
32, 546, 952	1, 597		1, 000	302, 916

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 6,199,901	千円 241,335	千円 6,441,236

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	104,899	239,738	344,637
計	745,747	239,738	985,485

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 教育費委託金	0	1,597	1,597
計	51,004	1,597	52,601

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,507,056	千円 63,178	千円 1,570,234

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	873,495	63,178	936,673
計	1,440,921	63,178	1,504,099

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	239,738	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健体育費委託金	1,597	地域運動部活動推進事業委託金

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	63,178	財政調整基金繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

補 正 前	補 正 額	計
千円 564,601	千円 1,000	千円 565,601

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雑入	458,279	1,000	459,279
計	458,279	1,000	459,279

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑入	1,000	一般コミュニティ活動助成金

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 3, 203, 117	千円 31, 480	千円 3, 234, 597

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	1, 501, 769	15, 065	1, 516, 834				15, 065
4 広報費	406, 142	161	406, 303				161
9 企画調査費	28, 162	212	28, 374				212
10 自治振興費	9, 376	5, 782	15, 158				5, 782
11 災害対策費	41, 882	9, 896	51, 778				9, 896
計	2, 592, 374	31, 116	2, 623, 490				31, 116

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費	95 1,392 1,063 12,515	9 庁内ラン整備事業 5,947	11 役務費 95
			通信運搬費
		21 庁舎維持管理事業 7,211	17 備品購入費 5,852
			機械器具費
		24 市民公益活動支援事業 1,907	13 使用料及び賃借料 1,063
			衛生器具借上料
			17 備品購入費 6,148
			庁用器具費
			12 委託料 1,392
			オンライン活用支援業務委託料
			17 備品購入費 515
			機械器具費
10 需用費 17 備品購入費	13 148	1 広報活動事業 161	10 需用費 13
			消耗品費
			17 備品購入費 148
			庁用器具費
13 使用料及び 賃借料	212	1 一般事務事業（政策 推進課） 212	13 使用料及び賃借料 212
			会場借上料
18 負担金、補 助及び交付 金	5,782	1 自治会活動助成事業 5,782	18 負担金、補助及び交付金 5,782
			自治会館整備助成金 5,681
			有線放送施設設置助成金 101
10 需用費 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費	164 2,805 6,927	1 災害対策事業 9,896	10 需用費 164
			消耗品費
			13 使用料及び賃借料 2,805
			機器借上料 1,065
			ホテル避難者宿泊料 1,740
			17 備品購入費 6,927
			庁用器具費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 戸籍住民登録費	195,932	364	196,296				364
計	195,932	364	196,296				364

補 正 前	補 正 額	計
千円 13,869,076	千円 46,613	千円 13,915,689

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	311,973	457	312,430				457
3 老人福祉費	2,193,486	13,501	2,206,987				13,501
6 総合福祉センター費	34,005	633	34,638				633
8 障がい者福祉費	286,474	11,199	297,673				11,199
計	5,232,528	25,790	5,258,318				25,790

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
8 旅費 12 委託料	34 330	3 住基・印鑑登録事務 事業 364	8 旅費 34 普通旅費
			12 委託料 330 コンビニ交付システム更改対応業務委託 料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費 10 需用費 11 役務費	330 37 90	16 自殺対策計画推進事 業 457	7 報償費 330 講師謝礼
			10 需用費 37 印刷製本費
			11 役務費 90 広告料
18 負担金、補 助及び交付 金 27 繰出金	12,700 801	1 介護保険事業特別会 計繰出金事業 801	27 繰出金 801 介護保険事業特別会計への繰出
		24 介護サービス事業所 特別支援事業 12,700	18 負担金、補助及び交付金 12,700 介護サービス事業所特別支援事業助成金
10 需用費	633	1 総合福祉センター管 理運営事業 633	10 需用費 633 修繕料
17 備品購入費 18 負担金、補 助及び交付 金	699 10,500	1 一般事務事業（障が い福祉課） 699	17 備品購入費 699 機械器具費
		15 障がい福祉サービ ス事業所特別支援事業 10,500	18 負担金、補助及び交付金 10,500 障がい福祉サービス事業所特別支援事業 助成金

(款) 2 総務費

(項) 4 戸籍住民登録費

(項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 国民健康保険事業費	820,573	20,823	841,396				20,823
計	820,573	20,823	841,396				20,823

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,835,660	千円 20,743	千円 3,856,403

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6 保健センター費	29,465	4,800	34,265				4,800
計	945,536	4,800	950,336				4,800

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 清掃総務費	447,683	871	448,554				871
2 塵芥処理費	598,142	15,072	613,214				15,072
計	1,205,389	15,943	1,221,332				15,943

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	20,823	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 20,823	27 繰出金 国民健康保険事業特別会計への繰出 20,823

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	4,800	1 一般事務事業（健康づくり課） 4,800	18 負担金、補助及び交付金 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に係るオンライン相談事業補助金 4,800

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	871	4 中央公衆便所維持管理事業 871	14 工事請負費 補修工事費 871
10 需用費 11 役務費 12 委託料	5,607 7,351 2,114	7 指定ごみ袋無料配布事業 15,072	10 需用費 消耗品費 印刷製本費 5,607 4,351 1,256
			11 役務費 通信運搬費 7,351
			12 委託料 指定ごみ袋発送業務委託料 2,114

(款) 3 民生費

(項) 6 国民健康保険事業費

補 正 前	補 正 額	計
千円 99,705	千円 140,000	千円 239,705

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 商工業振興費	55,986	140,000	195,986				140,000
計	99,705	140,000	239,705				140,000

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,696,378	千円 8,162	千円 3,704,540

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4 公園管理費	1,172,396	8,162	1,180,558				8,162
計	1,719,366	8,162	1,727,528				8,162

補 正 前	補 正 額	計
千円 714,341	千円 9,282	千円 723,623

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 常備消防費	704,964	7,390	712,354				7,390

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	140,000	1 産業振興対策事業 140,000	12 委託料 140,000 キャッシュレス決済ポイント還元事業委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	8,162	1 公園維持管理事業 8,162	14 工事請負費 8,162 補修工事費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 17 備品購入費	156 7,234	8 救急救助事業 7,390	10 需用費 156 消耗品費 17 備品購入費 7,234

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 非常備消防費	9,377	1,892	11,269			1,000	892
計	714,341	9,282	723,623			1,000	8,282

補 正 前	補 正 額	計
千円 3,348,364	千円 49,233	千円 3,397,597

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 事務局費	411,872	99	411,971				99
3 教育支援センター費	114,285	4,393	118,678				4,393
計	719,164	4,492	723,656				4,492

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	896,924	295	897,219				295
2 教育振興費	56,061	3,095	59,156				3,095
計	964,636	3,390	968,026				3,390

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			機械器具費
17 備品購入費	1,892	1 消防団事業 1,892	17 備品購入費 1,892 団用器具費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
13 使用料及び賃借料	99	2 事務局運営事業（教育政策課） 99	13 使用料及び賃借料 99 WEB会議システムライセンス使用料
10 需用費 17 備品購入費	2,911 1,482	5 情報環境整備事業（指導課） 4,393	10 需用費 2,911 消耗品費 17 備品購入費 1,482 校用器具費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 17 備品購入費	40 255	5 小学校給食事業 295	10 需用費 40 消耗品費 17 備品購入費 255 校用器具費
18 負担金、補助及び交付金	3,095	2 小学校就学援助事業 3,095	18 負担金、補助及び交付金 3,095 就学援助費

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	645,690	149	645,839				149
2 教育振興費	37,132	1,312	38,444				1,312
計	682,822	1,461	684,283				1,461

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 図書館費	232,983	15,439	248,422				15,439
7 文化財保護費	10,705	496	11,201				496
12 学習館費	16,107	371	16,478				371
計	513,439	16,306	529,745				16,306

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 17 備品購入費	53 96	7 中学校給食事業 149	10 需用費 53 消耗品費
			17 備品購入費 96 校用器具費
18 負担金、補助及び交付金	1,312	2 中学校就学援助事業 1,312	18 負担金、補助及び交付金 1,312 就学援助費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 12 委託料 13 使用料及び賃借料 17 備品購入費	260 11,624 66 3,489	1 図書館運営事業 5,685	10 需用費 260 消耗品費
			12 委託料 1,870 ホームページ制作委託料
			13 使用料及び賃借料 66 ライセンス使用料
			17 備品購入費 3,489 庁用器具費
		5 新図書館整備事業 9,754	12 委託料 9,754 空気触媒塗布業務委託料
12 委託料 13 使用料及び賃借料	200 296	2 文化財発掘調査事業 496	12 委託料 200 発掘調査業務等委託料
			13 使用料及び賃借料 296 発掘用機械借上料
10 需用費 17 備品購入費	52 319	1 学習館運営事業 371	10 需用費 52 消耗品費
			17 備品購入費 319 庁用器具費

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健体育総務費	43,203	1,125	44,328				1,125
2 体育振興費	11,115	2,571	13,686	1,597			974
3 スポーツ施設費	101,235	19,888	121,123				19,888
計	155,553	23,584	179,137	1,597			21,987

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費	1,125	1 児童等健康管理事業 (教育政策課) 1,125	10 需用費 1,125 消耗品費
7 報償費	510	1 体育振興事業 974	17 備品購入費 974 庁用器具費
11 役務費	8	3 地域運動部活動推進 事業 1,597	7 報償費 510 地域運動部活動検討委員謝礼 126 指導者謝礼 384
12 委託料	1,079		11 役務費 8 賠償保険料
17 備品購入費	974		12 委託料 1,079 地域運動部活動推進事業委託料
14 工事請負費	16,638	1 スポーツ施設管理運 営事業 16,638	14 工事請負費 16,638 補修工事費
18 負担金、補 助及び交付 金	3,250	3 スポーツ施設指定管 理者支援事業 3,250	18 負担金、補助及び交付金 3,250 スポーツ施設指定管理者支援事業助成金

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

令和3年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

(補正第 1 号)

議案第 36 号

令和 3 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

令和 3 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		1,462,388	△25,075	1,437,313
	1 国民健康保険料	1,462,388	△25,075	1,437,313
3 府支出金		5,887,896	4,252	5,892,148
	1 府補助金	5,887,896	4,252	5,892,148
5 繰入金		850,573	20,823	871,396
	1 他会計繰入金	820,573	20,823	841,396
歳 入 合 計		8,206,673	0	8,206,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2, 186, 211	0	2, 186, 211
	1 医療給付費分	1, 588, 170	0	1, 588, 170
	2 後期高齢者支援金等分	436, 662	0	436, 662
	3 介護納付金分	161, 379	0	161, 379
歳 出 合 計		8, 206, 673	0	8, 206, 673

令和3年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
1 国民健康保険料	1, 4 6 2, 3 8 8
3 府支出金	5, 8 8 7, 8 9 6
5 繰入金	8 5 0, 5 7 3
歳 入 合 計	8, 2 0 6, 6 7 3

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 2 5, 0 7 5	1, 4 3 7, 3 1 3
4, 2 5 2	5, 8 9 2, 1 4 8
2 0, 8 2 3	8 7 1, 3 9 6
0	8, 2 0 6, 6 7 3

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 国民健康保険事業費納付金	2, 186, 211	0
歳 出 合 計	8, 206, 673	0

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2, 186, 211	4, 252		△4, 252	
8, 206, 673	4, 252		△4, 252	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,462,388	千円 △25,075	千円 1,437,313

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	1,462,220	△25,075	1,437,145
計	1,462,388	△25,075	1,437,313

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,887,896	千円 4,252	千円 5,892,148

(款) 3 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	5,878,269	4,252	5,882,521
計	5,887,896	4,252	5,892,148

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 医療給付費分現年分	△17,340	医療給付費分現年分
2 後期高齢者支援金分現年分	△5,684	後期高齢者支援金分現年分
3 介護納付金分現年分	△2,051	介護納付金分現年分

節		説 明
区 分	金 額	
2 保険給付費等交付金（特別交付金）	4,252	特別調整交付金

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

補 正 前	補 正 額	計
千円 850,573	千円 20,823	千円 871,396

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	820,573	20,823	841,396
計	820,573	20,823	841,396

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
6 その他繰入金	20,823	その他繰入金

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 186, 211	千円 0	千円 2, 186, 211

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者医療給付費分	1, 586, 857	0	1, 586, 857	2, 940		△2, 940	
計	1, 588, 170	0	1, 588, 170	2, 940		△2, 940	

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	436, 652	0	436, 652	964		△964	
計	436, 662	0	436, 662	964		△964	

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 介護納付金分	161, 379	0	161, 379	348		△348	
計	161, 379	0	161, 379	348		△348	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業費 納付金 0	

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		1 国民健康保険事業納 付金 0	

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 医療給付費分

令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

(補正第 1 号)

議案第 37 号

令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和 3 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 16 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		1, 142, 988	△1, 001	1, 141, 987
	1 介護保険料	1, 142, 988	△1, 001	1, 141, 987
2 国庫支出金		1, 367, 525	200	1, 367, 725
	2 国庫補助金	378, 664	200	378, 864
6 繰入金		1, 032, 911	801	1, 033, 712
	1 一般会計繰入金	982, 911	801	983, 712
歳 入 合 計		5, 824, 625	0	5, 824, 625

令和３年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算
に関する説明書

(補正第 1 号)

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
1 介護保険料	1, 1 4 2, 9 8 8
2 国庫支出金	1, 3 6 7, 5 2 5
6 繰入金	1, 0 3 2, 9 1 1
歳 入 合 計	5, 8 2 4, 6 2 5

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△ 1, 0 0 1	1, 1 4 1, 9 8 7
2 0 0	1, 3 6 7, 7 2 5
8 0 1	1, 0 3 3, 7 1 2
0	5, 8 2 4, 6 2 5

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 142, 988	千円 △1, 001	千円 1, 141, 987

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1, 142, 988	△1, 001	1, 141, 987
計	1, 142, 988	△1, 001	1, 141, 987

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 367, 525	千円 200	千円 1, 367, 725

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	256, 656	200	256, 856
計	378, 664	200	378, 864

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 032, 911	千円 801	千円 1, 033, 712

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 その他繰入金	0	801	801

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 特別徴収現年分	△1,001	現年分

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	200	調整交付金

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰入金	801	その他繰入金

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
計	982,911	801	983,712

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金